

## I 総論

### (1) 計画の趣旨

本県の離島地域では、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域に指定されて以来、道路・港湾・漁港・上下水道をはじめとする社会基盤の整備や生活環境の改善等に取り組み、一定の成果をあげてきた。

しかし、離島地域固有の自然的・社会的条件から、離島航路の安定的かつ継続的な運航や医療・福祉・介護サービスの確保、上水道等のインフラの老朽化、地域の担い手不足や生活サービス産業の撤退など、依然として厳しい課題を抱え、深刻な人口減少や高齢化が進行しており、集落機能の低下や生活面の不安が増大し、地域社会の活力が失われつつある。

一方、新型コロナウイルス感染症を契機とした、地方移住の気運の高まりや、働き方や価値観の多様化による新たなライフスタイルへの関心の増大など、東京一極集中から地方分散への流れの中、離島地域は、住民とのふれあい、風光明媚な景観、豊かな自然環境をはじめとした、地域が有する多彩で魅力的な資源を生かすことによって、発展を遂げる可能性を有している。

本計画の目的は、本県の離島地域について、生活の安定、産業の振興、福祉の向上を図ることに加え、各島の特性や資源を十分に生かしながら、住民自身が主体となり、互いに支え合い取り組む自立的発展、さらには他地域や離島地域相互間の交流を促進し、「安心して暮らし続けることができる島づくり」に必要な諸施策の基本的な指針を示すことにある。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、離島振興法に基づき、国の定める離島振興基本方針を踏まえ、関係市において離島住民等の意見を反映し、取りまとめた地域振興計画（案）を基に、離島振興に向けた基本的な指針として策定したものであり、関係市や住民、NPO団体等の多様な主体と連携して本計画を推進する。

また、本計画は、今後の社会経済情勢や地域における環境の変化等を勘案しつつ、必要に応じて見直しを行うものとする。

### (3) 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とする。

### (4) 取組の評価

計画期間の中間及び終了後に、本計画の進捗状況や本計画に基づく取組の評価等を行い、結果を公表する。

### (5) 県の責務

県は、離島振興法の基本理念に基づき、離島の振興のために必要な施策を実施するよう努めるとともに、関係市相互間の広域的な連携の確保及び市に対する離島振興のために必要な情報の提供や支援を行う。

(6) 計画の区域

本計画の区域は、離島振興法に基づき、離島振興対策実施地域として指定された、6市6地域の有人島14島である。

離島振興対策実施地域一覧（有人島14島）

地域名	島名	市名	地域名	島名	市名
日生諸島	おおたふしま 大多府島	備前市	笠岡諸島	たかしま 高島	笠岡市
	こうじま 鴻島			しらいしま 白石島	
前島	まえじま 前島	瀬戸内市		きたぎしま 北木島	
犬島	いぬじま 犬島	岡山市		まなべしま 真鍋島	
石島	いしま 石島	玉野市		こびしま 小飛島	
児島諸島	まつしま 松島	倉敷市		おおびしま 大飛島	
	むぐちじま 六口島			むしま 六島	

離島振興対策実施地域位置図

